

昭島市備蓄物資計画

令和8年4月

昭島市

目 次

第1章 はじめに	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 用語の定義	1
第2章 基本的な考え方	2
1 公的備蓄の基本的な考え方	2
2 想定地震	2
3 備蓄物資の供給対象者	3
4 市が行う物資供給	3
第3章 備蓄物資の品目	5
1 主要備蓄品目	5
2 その他の品目	5
第4章 備蓄物資の計画数量	6
1 人口の構成比率	6
2 備蓄計画数	7
3 備蓄計画数量	12
第5章 備蓄物資の整備（更新）計画	13
1 食料	13
2 生活必需品	13
第6章 帰宅困難者用備蓄	14
1 想定される帰宅困難者数	14
2 帰宅困難者用備蓄計画数	15
第7章 家庭内備蓄の推進	17
1 備蓄物資の具体例	17
第8章 救援物資等	19
1 地域内輸送拠点	19
2 物資の輸送等に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）	19
3 炊出活動に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）	19
4 救援物資（緊急物資）に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）	20
第9章 備蓄倉庫	21
資料編	23
1 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定 内閣府）	23
2 東京都地域防災計画（震災編）【令和5年修正】	24
3 災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和7年7月1日 内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長）	25
4 国が行うプッシュ型支援品目【参考】	27
5 国の物資の必要量の算出式【参考】	28

第1章 はじめに

1 計画策定の目的

本市では、昭島市地域防災計画に基づき、災害時における被災者支援に必要となる食料、生活必需品や各資機材などの備蓄物資の整備を進めてきました。しかしながら、東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）など大規模災害からの教訓から、物資供給や避難所運営における課題が浮き彫りとなりました。これらの経験をもとに、避難生活環境の改善や感染症対策を含む防災備蓄の強化が求められています。

近年では、新型コロナウイルス感染症への対策、避難所の生活環境等の改善などの必要性を踏まえ、国においては、災害時における支援の重点を「場所（避難所）の支援」から「人（避難者）への支援」へ転換する方針を示すとともに、令和6年能登半島地震での対応を踏まえ、内閣府においては「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を令和6年12月に改定しました。本市においてもこれらを踏まえ、避難所での生活環境の改善を推進し、必要な備蓄物資の整備をさらに進める必要があります。

本計画では、市民・地域・事業者が一体となり「自らの生命を自ら守る」という防災・減災の基本理念を共有し、家庭での「1週間分」の食料、飲料水、生活必需品の備蓄を基本としつつ、公的備蓄や流通備蓄、国や東京都などからの救援物資を効果的に活用する迅速な供給体制の強化を目指します。

なお、新たな地震被害想定や災害対応における新たな課題や強化していくべき課題が生じた場合などには、その都度検討を加え、必要に応じ本計画の修正を行うこととします。

2 計画の位置付け

本計画は、昭島市地域防災計画（第9章 物流・備蓄・輸送対策の推進、第2節 食料及び生活必需品等の確保（2-9-3））に定める「応急食料の備蓄目標を定めこれに基づく備蓄計画」として、国が定める「最低必要量の算出の例（資料編3 26ページ）」を参考に策定します。

3 用語の定義

本計画において用いる主な用語の定義は、次のとおりとします。

用語	定義
①自助・共助による備蓄	各家庭、地域、企業等が「自らの命は自ら守る」という自助・共助の考え方を基本に3日分（推奨1週間分）の食料や生活必需品等を備蓄すること。
②公的備蓄	市が物資を備蓄し提供すること。
③流通備蓄	災害時に協定締結事業者が在庫として確保している物資を提供すること、及び事前に市が購入した物資を事業者の流通ルートにおいて備蓄として担保し提供すること。
④救援物資	東京都及び近隣区市町村等、他都市から物資支援を受けること。
⑤国のプッシュ型支援	国が被災自治体からの具体的な要請を待たないで、被災者の命と生活環境に不可欠な物資を提供すること。
⑥地防計	昭島市地域防災計画のこと。

第2章 基本的な考え方

1 公的備蓄の基本的な考え方

大規模な地震等の発生直後は、交通・通信インフラの寸断等により流通機能が停止し、発災から3日間（72時間）程度は被災地外からの支援物資が届かないことが想定されます。

このため、避難生活を送るために最低限必要な物資は、各家庭等の自助による備蓄（3日分、できれば7日分）を基本とし、それらの備蓄を補完するものとして、公助備蓄（市の備蓄）の供給を行うものとします。このことを踏まえ、本計画では、食料品については、想定している避難者の発災後3日分を備蓄することを基本とします。

2 想定地震

令和4年5月に東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（以下「都被害想定」という。）の想定地震において、本市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる「立川断層帯地震（活断層地震）」を本計画の想定地震とします。

（1）想定地震前提条件【地防計1-5-7】

区分	内容
地震名	立川断層帯地震（震源：立川断層帯）
規模	マグニチュード7.4
時期・時刻	冬の夕方（午後6時）
風速	8 m/秒
人口	昼間人口：101,452人 夜間人口：113,949人
建物棟数	木造：21,462棟 非木造：6,201棟

■立川断層帯地震の被害想定概要

区分	内容	想定数
建物被害	全壊棟数	1,668棟
	半壊棟数	2,299棟
	地震火災	出火件数 15件
	焼失棟数	倒壊建物を含む 3,021棟
		倒壊建物を含まない 2,837棟
人的被害	死者	143人
	負傷者（うち重傷者）	1,579人（265人）
ライフライン被害	電力被害（停電率）	21.9%
	通信被害（不通率）	10.6%
	上水道被害（断水率）	47.4%
	下水道被害（管きょ被害率）	5.1%
	ガス被害（供給停止率）	0.0%
その他	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数	36台
	要配慮者死者数	89人
	自力脱出困難者数	740人
	災害廃棄物	56万トン

(2) 避難者想定数

■避難者想定数

区分	昭島市	多摩地区	東京都全体
避難者数（発災後4日～1週間）	37,433人	469,367人	590,149人
帰宅困難者数	8,754人	475,594人	4,151,327人

■避難所避難者数【昭島市】

区分	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
避難所避難者数	21,027人	22,337人	23,646人	24,956人	24,956人	24,956人

【冬の夕方（午後6時）の想定シーン】

- ・火気器具利用が最も多いと考えられる時間帯で、これらを原因とする出火数が最も多くなる。
- ・オフィスや繁華街周辺、ターミナル駅では、帰宅や飲食のため滞留者が多数存在する。
- ・ビル倒壊や看板等の落下物等により被災する危険性が高い。
- ・鉄道、道路はほぼラッシュ時に近い状況で人的被害や交通機能支障による影響が大きい。

3 備蓄物資の供給対象者

都被害想定では、時系列に応じて、避難者の一定割合が避難所に避難するものとして、避難所避難者数を算出しています。発災から徐々に増加していき、最大値となるタイミングはライフライン被害による避難者数が最大となる発災4日～1週間と想定されています。

都地域防災計画では、「区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄の確保に努める。」「必要備蓄量の算出に当たっては、都被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。」とされていることを踏まえ、昭島市における「発災1日後」、「発災2日後」、「発災3日後」、それぞれの避難所避難者数（一定数の避難所避難者を含む。）を備蓄物資配布対象者とします。

また、「一定数の避難所外避難者数」は、避難所避難者以外にも対応を要する食料需要として設定されたもので、阪神・淡路大震災における被害実績を踏まえ、避難所避難者数の20%とします。

■備蓄物資配布対象者

発災からの経過日数	発災1日後	発災2日後	発災3日後	3日間合計
①避難所避難者数 （都被害想定データ）	21,027人	22,337人	23,646人	67,010人
②避難所避難者以外からの需要※（①×20%）	4,206人	4,468人	4,730人	13,404人
③備蓄物資配布対象者 （①+②）	25,233人	26,805人	28,376人	80,414人
1日あたり必要食数 （③×3食）	75,699食 ≒76,000食	80,415食 ≒81,000食	85,128食 ≒86,000食	241,242食 ≒243,000食

※都被害想定では、②は食料需要のみ対象となっているが、食料以外の備蓄物資についても同様の扱いとする。

4 市が行う物資供給

(1) 物資供給の計画期間

大規模災害等の発災後は、自助・共助による備蓄物資確保を中心とするほか、4日目以降は救援物資や国のプッシュ型支援による物資供給が計画されています。

このことを踏まえ、本計画における市が行う物資供給の計画期間は、自助・共助を補完する位置付けとして、発災後3日間を目標に物資を備蓄します。

■時系列でみる物資の確保

区分	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目以降
家庭内備蓄 (自助・共助)					
事業所備蓄					
公的備蓄					
災害協定、 流通備蓄					
救援物資					
国のプッシュ 型支援					

【家庭内備蓄】

災害により物流が途絶えた場合に備え、各家庭が食料・飲料、医療品等、必要な物資を3日分（できれば7日分）備蓄するものです。

【事業所備蓄】

災害発生時、企業等の施設内に一定期間待機するため、東京都帰宅困難者対策条例にて「従業員の3日分の食糧等の備蓄について努力義務を課します。」とされています。

(2) 備蓄食料による献立案

区分		1日目	2日目	3日目
朝食	1歳～2歳、 75歳以上	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】
	3歳～74歳	クリームサンドビスケット	クリームサンドビスケット	クリームサンドビスケット
	3歳～74歳 (アレルギー有)	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】
昼食	1歳～2歳、 75歳以上	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】
	3歳～74歳	ビスケット又はクラッカー	ビスケット又はクラッカー	ビスケット又はクラッカー
	3歳～74歳 (アレルギー有)	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】	ライスクッキー 【アレルギー対応】
	3歳～	サバイバルフーズシチュー 又はヒートレスシチュー 【ヒ：アレルギー対応】	サバイバルフーズシチュー 又はヒートレスシチュー 【ヒ：アレルギー対応】	サバイバルフーズシチュー 又はヒートレスシチュー 【ヒ：アレルギー対応】
夕食	1歳～2歳、 75歳以上	アルファ化米（おかゆ） 【アレルギー対応】	アルファ化米（おかゆ） 【アレルギー対応】	アルファ化米（おかゆ） 【アレルギー対応】
	3歳～74歳	アルファ化米 （白飯・五目ごはん） 【アレルギー対応】	アルファ化米 （白飯・五目ごはん） 【アレルギー対応】	アルファ化米 （白飯・五目ごはん） 【アレルギー対応】
	3歳～	とん汁又はけんちん汁	とん汁又はけんちん汁	とん汁又はけんちん汁

※0歳は、1日目は液体ミルク（2本）とし、それ以降は粉ミルク（1缶）とする。

第3章 備蓄物資の品目

1 主要備蓄品目

国の首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画等を踏まえ、被災者の命と生活環境に不可欠な物資として、国のプッシュ型支援基本8品目及びほ乳瓶、良好な生活環境の確保のための資機材11品目の合計20品目について、計画数量を定める主要備蓄品目として位置付けます。

項目	品目
食料◆	①食料 ②乳幼児用粉ミルク及び液体ミルク
生活必需品◆	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ ⑧トイレットペーパー
生活必需品	⑨ほ乳瓶 ⑩おしりふき
飲料水	⑪非常用飲料水袋（6ℓ用）
災害用トイレ用品	⑫仮設トイレ（便槽型） ⑬マンホールトイレ用便器・テントセット ⑭マンホールトイレ用洋式便器化アタッチメント
主な福祉避難所用品	⑮簡易トイレ（自動パック式） ⑯簡易トイレ用パーソナルテント ⑰避難所用パーテーション（H100cm・H180cm） ⑱簡易ベッド
主な避難所用品	⑲避難所用パーテーション（H100cm・H180cm） ⑳簡易ベッド

※◆は、国が行うプッシュ型支援物資基本8品目

2 その他の品目

その他の品目については、国が示す「プッシュ型物資支援の標準対象品目（資料編4 27ページ）を参考に、備蓄を進めます。

現在、備蓄している主な品目は下表のとおりです。

項目	品目
衣類関係	・下着セット
台所・食器関係	・紙食器（皿・コップ） ・割箸
電化製品	・懐中電灯 ・大型扇風機
生活用品関係	・石けん ・尿取りパット
寝具・タオル関係	・タオル ・段ボール間仕切り ・カーペット ・ビニールゴザ
応急用品・復旧資機材関係	・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・組立式給水タンク ・発電機 ・LED投光器
その他	・マスク ・手指消毒液 ・その他応急、救助用資機材

第4章 備蓄物資の計画数量

1 人口の構成比率

災害発生時に使用する備蓄物資については、要配慮者や女性・子ども等様々なニーズの違いを考慮する必要があります。計画策定の前提条件としている都被害想定では令和2年国勢調査（令和2年10月1日時点）を引用していますが、令和7年国勢調査確定値の公表は令和8年秋頃に予定されていることから、本計画では令和8年4月1日現在の住民基本台帳人口を備蓄目標の算定根拠に使用します。

年齢（歳）	合計	男性（人）	女性（人）	構成比
0	7 5 0	3 9 9	3 5 1	0. 6 4 %
1	7 6 2	3 9 6	3 6 6	0. 6 5 %
2	7 7 6	4 0 1	3 7 5	0. 6 7 %
3	8 4 4	4 2 2	4 2 2	0. 7 3 %
4	8 7 3	4 5 0	4 2 3	0. 7 5 %
5～9	4, 6 4 2	2, 4 0 9	2, 2 3 3	3. 9 9 %
10～14	4, 9 5 2	2, 4 7 5	2, 4 7 7	4. 2 6 %
15～19	5, 0 3 4	2, 5 9 4	2, 4 4 0	4. 3 3 %
20～24	5, 8 1 6	3, 0 5 5	2, 7 6 1	5. 0 0 %
25～29	6, 5 0 4	3. 4 5 3	3, 0 5 1	5. 5 9 %
30～34	6, 8 8 0	3, 5 3 0	3, 3 5 0	5. 9 1 %
35～39	7, 1 2 6	3, 7 1 8	3, 4 0 8	6. 1 2 %
40～44	7, 6 3 3	3, 9 3 5	3, 6 9 8	6. 5 6 %
45～49	8, 2 9 1	4, 4 1 8	3, 8 7 3	7. 1 3 %
50～54	9, 2 1 8	4, 6 7 9	4, 5 3 9	7. 9 2 %
55～59	8, 4 0 5	4, 4 0 6	3, 9 9 9	7. 2 2 %
60～64	7, 2 6 7	3, 6 9 4	3, 5 7 3	6. 2 5 %
65～69	6, 2 0 5	3, 0 1 7	3, 1 8 8	5. 3 3 %
70～74	6, 5 6 6	3, 1 3 5	3, 4 3 1	5. 6 4 %
75～79	7, 5 0 1	3, 4 4 7	4, 0 5 4	6. 4 5 %
80歳以上	1 0, 3 0 3	3, 8 8 5	6, 4 1 8	8. 8 6 %
合 計	1 1 6, 3 4 8	5 7, 9 1 8	5 8, 4 3 0	1 0 0. 0 0 %

※住民基本台帳人口（令和8年4月1日）

2 備蓄計画数

(1) 主要備蓄品目の数量

①食料

品名	配布対象 (構成比)	算定根拠・算定式・計画数量
ライスクッキー 【約72 g (12枚入)】	1歳～2歳、 75歳以上 (16.63%)	算定根拠：主に幼児や高齢者に対する朝食用として、アレルギーにも対応したライスクッキーを1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×配布対象者構成比 計画数量：80,414人×16.63%×2食/日≒26,800食
クリームサンドビスケット 【約21 g (15枚)】	3歳～74歳 (82.73%)	算定根拠：開封後、手軽に食べられるため、朝食用として1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×配布対象者構成比×1食/日＝ビスケット数 ビスケット数－ライスクッキー数(アレルギー対応)＝必要数 計画数量：80,414人×82.73%×1食/日≒66,600食 66,600食－4,200食＝62,400食
薄焼きビスケット 【約75 g (24枚)】 又は クラッカー 【約90 g】	3歳～74歳 (82.73%)	算定根拠：開封後、手軽に食べられるため、主に昼食用として1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×配布対象者構成比×1食/日＝ビスケット・クラッカー数 ビスケット・クラッカー数－ライスクッキー数(アレルギー対応)＝必要数 計画数量：80,414人×82.73%×1食/日≒66,600食 66,600食－4,200食＝62,400食
ライスクッキー 【約72 g (12枚)】 (アレルギー対応)	アレルギー有 3歳～74歳	算定根拠：ビスケットにはアレルギー物質が含まれていることから、アレルギー対応として、1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。なお、配布対象の食物アレルギー有症率は6.3% (※1) として算定します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×6.3%×2食/日 計画数量：66,600食×6.3%≒4,200食×2食/日＝8,400食
シチュー	3歳～ (98.04%)	算定根拠：主に昼食の副食用として、1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×配布対象者構成比×1食/日 計画数量：80,414人×98.04%×1食/日≒79,000食
アルファ化米 (おかゆ) 【42 g】	1歳～2歳、 75歳以上 (16.63%)	算定根拠：主に幼児や高齢者に対する夕食用の主食として、1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者(3日間合計)×配布対象者構成比×1食/日 計画数量：80,414人×16.63%×1食/日≒13,400食

品 名	配布対象 (構成比)	算定根拠・算定式・計画数量
アルファ化米 (白飯・五目ごはん) 【100g→260g】	3歳～74歳 (82.73%)	算定根拠：主に夕食用の主食として、1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算 定 式：配布対象者（3日間合計）×配布対象者構成比×1食/日 計画数量：80,414人×82.73%×1食/日≒66,600食
とん汁・けんちん汁 【炊出用】	3歳～ (98.04%)	算定根拠：主食（アルファ化米）の汁物として、1人1日当たり1食、3日分を備蓄します。 算 定 式：配布対象者（3日間合計）×配布対象者構成比×1食/日 計画数量：80,414人×98.04%×1食/日≒79,000食

②乳幼児用粉ミルク及び液体ミルク

品 名	配布対象 (構成比)	算定根拠・算定式・計画数量
粉ミルク	0歳 (0.64%)	算定根拠：粉ミルク1缶320g 1食当たり200ml 13g/100ml×2=26g（1食）で想定 乳幼児0歳は母乳等も踏まえ、1人4食とし3日分（計12食分：26g×12食≒320g（1人当たり1缶））を備蓄します。 算 定 式：配布対象者（3日間合計/3）×配布対象者構成比×1缶（320g） 計画数量：80,414人/3日≒27,000人 27,000人×0.64%×1缶（320g）≒173缶（173人分） （購入単位：1箱（12缶）→15箱（180缶））
液体ミルク	0歳 (0.64%)	算定根拠：液体ミルク1本（125ml） 1食当たり125ml 発災直後に必要に応じてミルクを提供するため、避難初日分として1人2本分を備蓄します。 算 定 式：配布対象者（1日目）×配布対象者構成比×2本（250ml） 計画数量：25,233人×0.64%×2本（250ml）≒346本（173人分） （購入単位：1箱（18本）→20箱（360本））

【乳児の1日の哺乳量】

- ・「日本人の食事摂取基準2010年版（厚生労働省 平成21年5月）では、生後6か月の乳児の哺乳量は1日平均780mlとしている。
- ・「母子保健マニュアル」（改訂7版 2010年12月1日発行）では、月齢ごとに哺乳量を0～2か月780ml/日、6～8か月600ml、9～11か月450ml/日としている。

③毛布

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	避難所避難者数（発災3日後）×1枚/人 23,646人×1枚=23,646枚≒23,700枚	23,700枚

④大人用おむつ

対象者	算定式	計画数量
避難者のうち要介護認定者でおむつを必要とする者	配布対象者（3日間合計）×必要者割合（0.005※）×8枚/日 80,414人×0.005×8枚=3,216枚≒3,300枚	3,300枚

※「0.005」の係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護の高齢者を想定したもの

※首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）

⑤乳児・小児用おむつ

対象者	算定式	計画数量
避難者 （0歳～2歳）	配布対象者（3日間合計）×人口比率（0～2歳）×8枚/日 80,414人×1.96%×8枚=12,609枚≒12,700枚	12,700枚

⑥生理用品

対象者	算定式	計画数量
避難者 （12歳～51歳女性）	配布対象者（3日間合計）×人口比率（12～51歳女性）×1人7日間当たり必要数（30枚）×0.143」（1/7：1日必要数）×0.25（4週に1回） 80,414人×22.24%×30枚×0.143×0.25=19,181枚≒19,200枚	19,200枚

⑦携帯トイレ

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	避難所避難者数（発災1日後）×上水道断水率×人口比率（3歳～）×1人1日当たり使用回数（5回） ※発災直後、マンホールトイレ設置までの所要日数を1日と想定して、1日分（1人5回分）を備蓄します。 21,027人×47.4%×98.04%×5個/日=48,857個≒49,000個	49,000個

⑧トイレットペーパー

対象者	算定式	計画数量
避難者	配布対象者（3日間合計）×1人1日当たり必要量（0.18巻） 80,414人×0.18巻/日=14,474巻≒14,500巻	14,500巻

⑨ほ乳瓶

対象者	算定式	計画数量
避難者 （0歳）	配布対象者（3日間合計）×人口比率（0歳） 80,414人×0.64%=515個≒520個（1日当たり約173人分）	520個

⑩おしりふき

対象者	算定式	計画数量
避難者 (0～2歳)	大人用：配布対象者（発災3日後）×必要者割合（0.005） 乳児・小児用：配布対象者（発災3日後）×人口比率（0～2歳） 大人用：28,376人×0.005×1個＝142個≒143個 乳児・小児用：28,376人×1.96%×1個＝557個	700個

⑪非常用飲料水袋（6ℓ用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	配布対象者（発災3日後）×1枚 23,646人×1枚＝23,646枚≒24,000枚 ※断水率の反映は、今後検討	24,000枚

⑫仮設トイレ（便槽型）

対象者	備蓄事由	計画数量
避難所避難者	地震により便器が破損した場合の排泄物処理用品としてやマンホールトレイが使用できない避難所用として備蓄	—

⑬マンホールトイレ用便器・テントセット

対象者	算定式	計画数量
避難者所等避難者	マンホールトイレ整備予定箇所数 254か所 （令和7年度末整備済209か所、令和8年度以降整備予定45か所）	254基

⑭マンホールトイレ用洋式便器化アタッチメント

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	マンホールトイレ整備数－洋式用便器・テントセット数 254か所－35個＝219個	219個

⑮簡易トイレ（福祉避難所用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	福祉避難所（イーストテラスを除く。）×2基 4か所×2台＝8台 ※イーストテラスは免震構造施設、マンホールトイレ整備済	8個

⑯簡易トイレ用パーソナルテント（福祉避難所用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	福祉避難所（イーストテラスを除く。）×2個 4か所×2個＝8個 ※イーストテラスは免震構造施設、マンホールトイレ整備済	8個

⑰避難所用パーテーション（福祉避難所用：H180cm）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	福祉避難所×12枚 5 か所×12枚＝60枚	60枚

⑱簡易ベッド（福祉避難所用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	福祉避難所×12台 5 か所×12台＝60台	60台

⑲避難所用パーテーション（一般避難所用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	学校避難所（20校）×2枚＋会館等避難所（18館）×2枚 20か所×2枚＋18か所×2枚＝76枚	76枚

⑳簡易ベッド（一般避難所用）

対象者	算定式	計画数量
避難所避難者	学校避難所×100台 20か所×100台＝2,000台	2,000台

（２）その他の品目の数量

現行の数量維持を原則としながら、避難所の収容人数及び防災備蓄倉庫の状況などを勘案した数量と備蓄することとしますが、機能改善などにより数量等は適宜見直すものとします。

（３）公的備蓄と流通備蓄における数量の考え方

市による災害時の物資供給は、公的備蓄及び流通備蓄により計画数量を整備するものですが、本計画の整備方針に基づき、流通備蓄については、発災後１日目から３日目までに供給が見込めるものを現有備蓄数として整備していくものとします。

3 備蓄計画数量

主要備蓄品目の計画数量及び備蓄数量は、次のとおりです。

区分	品名	必要数量	備蓄数量	単位	備考
食料	①ライスクッキー	35,200	29,200	食	【都預託分17,200食含む】
	①クリームサンドビスケット	62,400	28,860	食	【都寄託分7,860食含む】
	①薄焼きビスケット	62,400	12,000	食	
	①クラッカー	0	68,761	食	サバイバルフーズ含む
	①シチュー	79,000	60,054	食	サバイバルフーズ、炊出用含む
	①アルファ化米（おかゆ）	13,400	28,000	食	【都寄託分10,000食含む】
	①アルファ化米（白飯・五目ごはん）	66,600	82,000	食	【都寄託分10,000食含む】 （炊出用含む）
	①とん汁・けんちん汁	79,000	90,000	食	炊出用
	②乳児用粉ミルク	180	420	缶	12缶/箱（14箱） 3/31（324缶（12缶×27箱））
	②乳児用液体ミルク	360	432	本	24本/箱（14箱） 3/31（324本（18本×18箱））
生活必需品	③毛布	23,700	31,690	枚	
	④大人用おむつ	3,300	6,014	枚	
	⑤乳児・小児用おむつ	12,700	13,648	枚	
	⑥生理用品	19,300	30,795	枚	
	⑦携帯トイレ	48,000	21,600	個	
	⑧トイレットペーパー	14,500	49,568	巻	
	⑨ほ乳瓶	520	468	個	
	⑩おしりふき	700	0	個	
	⑪非常用飲料水袋（6ℓ用）	24,000	10,120	枚	市水道部【地防計2-9-6】
災害トイレ	⑫仮設トイレ（便槽型）	—	72	基	
	⑬マンホールトイレ用（便器・テントセット）	254	289	基	
	⑭マンホールトイレ用（洋式便器化アタッチメント）	219	185	個	
福祉避難所	⑯簡易トイレ（自動バック式）	8	8	個	
	⑯簡易トイレ用パーソナルテント	8	8	個	
	⑰避難所用パーテーション（H100cm）	—	133	枚	設置可能数193枚-60枚
	⑰避難所用パーテーション（H180cm）	60	20	枚	
	⑱簡易ベッド	60	60	台	
避難所	⑲避難所用パーテーション（H100cm）	—	6,539	枚	
	⑲避難所用パーテーション（H180cm）	76	76	枚	
	⑳簡易ベッド	2,000	0	台	

※備蓄数量は、令和8年3月1日現在の備蓄数（都寄託分を含む。）

※災害トイレは、「災害用トイレ用品」の略

※福祉避難所は、「主な福祉避難所用品」の略

※避難所は、「主な避難所用品」の略

第5章 備蓄物資の整備（更新）計画

1 食料

賞味期限間近の食料は、自治会や自主防災組織などでの防災訓練、市主催イベントや市総合防災訓練等で配布し、防災意識の啓発を図ります。また、フードロス対策として、必要に応じてフードバンク等へ提供し有効活用を図ります。

品名	保存期間	入替計画
ライスクッキー	5年	保存期限の最終年に、総合防災訓練や防災啓発事業等で活用
クリームサンドビスケット	5年	
薄焼きビスケット又はクラッカー	5年	
クラッカー（サバイバルフーズ）	25年	
ヒートレスシチュー	5年・6年	
シチュー（サバイバルフーズ）	25年	
アルファ化米（おかゆ）	5年・7年	
アルファ化米（白飯・五目ごはん）	5年・7年	
とん汁・けんちん汁	5年	毎年、市内保育園にて活用 ※保存期間は、製造日から
乳児用粉ミルク	1年7か月	
乳児用液体ミルク	10か月	

※ビスケットやクラッカーは、現状、複数の種類を備蓄していることから、使用時の効率性等も勘案する中で、種類の統一化について検討します。また、アレルギー対応食品の推進についても検討します。

2 生活必需品

（1）生活必需品

毛布、紙おむつ、生理用品及びトイレトペーパー等の避難生活に必須の生活必需品や衛生用品については、**長期保管に有効とされる密封型**の整備に努め、更新の目途を10年程度とします。

ただし、購入から長期間経過した生活必需品や衛生用品については、サンプル調査を行い、劣化等により使用に適さないと判断した場合は、更新を行います。

また、更新時には、庁内で必要とする部署での有効活用を図るとともに、備蓄物資として適さなくなった場合においても、可能な限り再利用等を検討します。

（2）災害用トイレ用品

避難所施設へのマンホールトイレの整備に併せ、マンホールトイレ用洋式便器化アタッチメントの購入を進め、マンホールトイレの洋式便器化を進めます。

また、携帯トイレの整備を計画的に進めます。

（3）主な避難所用品

避難所施設の環境整備の向上を図るため、簡易ベッドの計画的な整備を進めるとともに、福祉避難所用のパーテーション（H180cm）の整備についても、計画的に進めます。

また、避難所用品として必要となるその他の品目の整備についても検討を進めます。

第6章 帰宅困難者用備蓄

1 想定される帰宅困難者数

大規模地震が発生し、公共交通機関が運行停止した場合、ターミナル駅である拝島駅周辺では多くの滞留者が発生することが想定されます。平成24年に東京都帰宅困難者条例が制定され、救命救助活動の妨げにならないよう、発災時にはむやみに移動せず、職場や学校等で3日間待機する一斉帰宅抑制や3日間の待機に耐えることができるよう3日分の備蓄を行うことが呼び掛けられています。

一方、職場や学校等といった所属場所が無い帰宅困難者は、3日間待機する場所や備蓄物資が確保されていないことから、「市による対策が必要となる帰宅困難者」となります。

(1) 算定根拠

都被害想定（立川断層帯地震）による市の市内滞留者及び市による対策が必要となる帰宅困難者数は次のとおりです。

■市内滞留者数【地防計1-5-12】

（単位：人）

区分	滞留者		待機人口	滞留場所不明人口	計	市による対策が必要となる帰宅困難者数
	屋内被災者	屋外被災者				
令和4年	48,545	8,834	43,318	2,831	103,528	8,754
平成24年	42,242	8,655	35,074	3,773	89,744	25,772
比較	6,303	179	8,244	▲942	13,784	▲17,018

※距離帯別内訳については、多摩地区における比率から算定

屋内被災者：滞留目的が業務又は学校であり、発災時に屋内にいると考えられる人の総数

屋外被災者：滞留目的が私用又は不明であり、発災時に屋外にいると考えられる人の総数

待機人口：滞留目的が自宅及びその周辺の人の総数

滞留場所不明人口：発災の時間帯に何らかの目的をもって移動中であり、発災時の滞在場所が不明な人の総数

■市内帰宅困難者数内訳【地防計1-5-12】

（単位：人）

区分	市内滞留者数	内訳			
		帰宅可能者数	帰宅困難者数	距離帯別（※）	
				10～20km	20km～
令和4年	103,528	94,774	8,754	2,959	5,795
平成24年	89,744	63,972	25,772	8,701	17,071
比較	13,784	30,802	▲17,018	▲5,742	▲11,276

※距離帯別内訳については、都被害想定による多摩地区における比率（10～20km：33.76%、20km～：66.24%）から算定

都被害想定（立川断層帯地震）による市内滞留者数から帰宅困難者数の割合（8.46%）を基礎として、屋内及び待機人口区分の滞留者を除き、帰宅困難者用備蓄物資配布対象者数を算定します。

市内滞留者数（A）	帰宅困難者数（B）	割合（B/A×100）
103,528人	8,754人	8.46%

【市内滞留者数内訳（地防計：1-5-12）】

（単位：人）

区分	屋内			屋外			待機人口				滞留場所不明人口	滞留者合計
	学校	業務	小計	私用	不明	小計	自宅	移動無し	移動開始前	小計		
滞留者	13,168	35,377	48,545	8,502	332	8,834	7,001	9,656	26,661	43,318	2,831	103,528
物資不要事由	学校や事業所等に対応することとなっていることから、物資等の配布は不要とする。						自宅内又は自宅周辺に所在していることから、物資等の配布は不要とする。					
配布対象者	—	—	—	720	29	749	—	—	—	—	240	989

※配布対象者（滞留者×8.46%）

2 帰宅困難者用備蓄計画数

（1）帰宅困難者用備蓄物資配布対象者

「職場や学校等の所属場所が無いために、発災時に屋外で滞留している人」を一時滞留施設への誘導や備蓄物資の配布等の対策が必要となる帰宅困難者に位置付けています。帰宅困難者用備蓄物資配布対象者は、市による対策が必要となる帰宅困難者（1,000人）とします。

■市が用意する帰宅困難者対策用備蓄物資数量

区分	物資配布対象帰宅困難者数
市による対策が必要となる帰宅困難者数	1,000人

（2）備蓄品目

救助活動の妨げになることのないよう、発災時にはむやみに移動せず、3日間待機する一斉帰宅抑制が呼びかけられているため、一時滞在施設使用者向けに、3日間待機に耐えられるよう3日分の備蓄を行うこととしますが、当面は、避難者用備蓄物資を使用することとします。

①食料

品名	配布対象	算定根拠・算定式・計画数量
クリームサンドビスケット	帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員（0歳を除く）	算定根拠：開封後、手軽に食べられるため、主食用として1人1日当たり3食、3日分を備蓄します。 算定式：配布対象者（3日間合計）×配布対象者構成比×1食/日＝クリームサンドビスケット数－ライスクッキー数（アレルギー対応）＝必要数 計画数量：1,000人×99.36%×3食/日×3日≒9,000食 9,000食－600食＝8,400食
ライスクッキー（アレルギー対応）	アレルギー有帰宅困難者用備蓄物資配布対象者全員（0歳を除く）	算定根拠：クリームサンドビスケットにはアレルギー物質が含まれているため、アレルギー対応として、ライスクッキーを1人1日当たり3食、3日分備蓄します。配布対象の食物アレルギー保有率は、6.3%（※⑤）として算定します。 算定式：主食必要数×食物アレルギーを有する割合＝ライスクッキー必要数 計画数量：9,000食×6.3%≒600食

②毛布

対象者	算定式	計画数量
帰宅困難者	配布対象者×1枚/人 $1,000人 \times 1枚 = 1,000枚$	1,000枚

③携帯トイレ

対象者	算定式	計画数量
帰宅困難者 (3歳以上)	配布対象者×人口比率(3歳～)×1人1日当たり使用回数(5回)×3日間 $1,000人 \times 98.04\% \times 5個/日 \times 3日間 = 14,706個 \approx 15,000個$	15,000個

④乳児・小児用おむつ

対象者	算定式	計画数量
帰宅困難者 (0歳～2歳)	配布対象者×人口比率(0～2歳)×8枚/日×3日間 $1,000人 \times 1.96\% \times 8枚/日 \times 3日間 = 470枚 \approx 500枚$	500枚

⑤おしりふき

対象者	算定式	計画数量
帰宅困難者 (0歳～2歳)	配布対象者×人口比率(0～2歳)×1個 $1,000人 \times 1.96\% \times 1個 = 20個$	20個

東京都帰宅困難者対策条例第7条第2項による「従業者の施設内での待機を維持するために、知事が別に定める従業者の3日分の飲料水、食糧その他災害時における必要な物資（都地域防災計画（震災編）P478）

- 1 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員）
- 2 3日分の備蓄量の目安
 - (1)水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
 - (2)主食については、1人当たり1日3食、計9食
 - (3)毛布については、1人当たり1枚
 - (4)その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
- 3 備蓄品目の例示
 - (1)水 : ペットボトル入り飲料水
 - (2)主食 : アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
 - (3)その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ、簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

第7章 家庭内備蓄の推進

家庭内備蓄の必要性や意義について、市防災ガイドブック、市ホームページ、チラシ等で継続的に啓発を行います。

家庭内備蓄の広報では、普段から在宅避難を想定して、防災アイテムを準備することを呼び掛けるとともに、日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入して、古いものから順番に消費して、使用した分だけ補充するローリングストック法や家庭内でも数か所に分けて収納する分散備蓄等、日頃から防災を意識できるような啓発に取り組みます。

1 備蓄物資の具体例

栄養バランス、家族の好み、家庭の状況を考慮したうえで備蓄します。特別に災害用食料を用意しなくとも、普段から食べなれた食料で賄うことも可能です。

備蓄の方法としては、日用品や日頃から食べている食品を少し多めに購入して、使用した分だけ補充（ローリングストック法）する方法が有効です。

(1) 食料・飲料水

身の回りにあり、すぐに食べられるものを備蓄します。また、すぐに食べられるものが無い場合には、以下に留意したうえで備蓄します。

- ・そのまま食べられるか、水やお湯を足す程度の簡単な調理で済むもの
- ・持ち運びに便利なもの
- ・必要最小限のエネルギーや栄養を補給できるもの
- ・家庭の状況（乳幼児、高齢者、アレルギー有症状者等）に配慮したもの

分類	品目
主食	・レトルトご飯 ・無洗米 ・即席麺 ・乾麺
主菜	・レトルト食品（カレー等） ・缶詰（さかの味噌煮、野菜等）
副菜	・フリーズドライ食品 ・乾物（切り干し大根・寒天等）
調味料	・味噌 ・塩 ・こしょう ・しょうゆ ・ソース ・マヨネーズ
飲料	・水 ・お茶 ・スポーツ飲料 ・野菜ジュース
その他	・チーズ ・プロテインバー ・栄養補助食品（ゼリー飲料・バランス栄養食） ・お菓子 ・缶詰（果物） ・健康飲料粉末

(2) 生活必需品

分類	品目
生活用品	・ポリ袋 ・ラップ ・アルミホイル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・点火棒 ・布製ガムテープ ・軍手 ・ビニール手袋 ・新聞紙
衛生用品	・救急箱 ・マスク ・常備薬 ・処方箋薬 ・除菌ウェットティッシュ ・ウェットボディタオル ・使い捨てコンタクトレンズ ・アルコールスプレー ・口腔ケア用品（口内洗浄液、歯磨き用ウェットティッシュ）

(3) 女性用品・乳幼児用品・高齢者用品・ペット用品

分類	品目
女性用品	・生理用品 ・基礎化粧品
乳幼児用品	・粉ミルク ・液体ミルク ・アレルギー対応離乳食 ・おしりふき ・おむつ ・使い捨て哺乳瓶
高齢者用品	・おかゆ ・補聴器用電池 ・入れ歯洗浄剤
ペット用品	・ペットフード ・水 ・ペット用首輪、リード ・ペット用トイレ用品 ・ペット用ケージ ・ペット用食器

(4) 災害用トイレ

上下水道施設の建物被害や配管被害、停電等により断水が生じた場合、トイレの使用が困難となることが想定されます。また、過去の災害においては、トイレ共用への抵抗感からトイレの使用が敬遠されて、体調を崩されるケースもありました。そのような事態に備え、携帯トイレの備蓄を推奨します。

分類	品目
携帯トイレ	1人当たり1日につき5枚×家族の人数分×3日以上
トイレ消耗品	・汚物処理袋 ・脱臭剤 ・凝固剤 ・厚手のゴミ袋

(5) 医薬品等

家庭にある常備薬は救急医薬品、三角巾やガーゼ等は、平常時から数量や使用期限等の確認を行います。また、家庭の状況により個別に必要となるものについては、平常時から管理し、すぐに持ち出せるように保管します。

(6) 災害に備えて準備し、定期的に使用確認等を行うもの

災害時に必要なもので、被災地で重宝された品目として下記のものがあります。使用期限切れや電池切れ使用できなくなることを避けるため、実際に使用できるか定期的に確認しておくことが必要です。

分類	品目
照明器具	・懐中電灯 ・LEDランタン ・ヘッドライト
生活用品	・携帯トイレ ・カセットコンロ ・手回し充電式等のラジオ ・携帯電話充電器
燃料類	・カセットボンベ ・乾電池
その他	・給水袋 ・ポータブルストーブ ・使い捨てカイロ ・クーラーボックス ・リュックサック

第8章 救援物資等

東日本大震災や熊本地震等では、全国から各被災地の集積場所（拠点）に救援物資が届けられましたが、物資の在庫管理や仕分けの処理能力を超えてしまい、救援物資の物流全体が低下しました。

さらに、情報収集・管理体制が十分に機能することができず、避難所等における物資の需要把握が的確にできなかったため、救援物資が各避難所まで円滑に届かなかった状態が発生しました。

こうしたことから、国や都、他自治体等とも連携・協力して、速やかに救援物資を受け入れることができるよう、受入体制の構築を図るとともに、マニュアル等を定める体制の強化を図ります。

また、避難所等からの物資需要を的確に把握し、円滑な物資提供ができるよう、的確に物資需要の情報収集体制の構築に努めます。

1 地域内輸送拠点

【地防計3-9-6】

名称	住所	電話番号
昭島市総合スポーツセンター	東町5-13-1	042-544-4151

2 物資の輸送等に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）

協定件名	協定内容	協定先
平時における物資保管及び災害時等における物資輸送に関する協定 【地防計：協定30】	粉ミルク及び液体ミルクの保管並びに避難所への粉ミルク及び液体ミルクの配送業務	江崎グリコ株式会社、グリコマニファクチャリングジャパン株式会社東京工場
災害時における緊急輸送業務に関する協定 【地防計：協定35】	輸送業務用自動車の供給と緊急輸送業務	社団法人東京都トラック協会多摩支部
災害時等における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営に関する協定 【地防計：協定36】	物資集配拠点の運営支援（資機材の提供及び貸与を含む。）、物資一時保管のための倉庫施設の確保・運営及び避難所等への物資配送業務	ヤマト運輸株式会社西東京主管支店
災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定 【地防計：協定37】	物資集積・搬送拠点の設置、物資の受入・荷役業務及び配送業務等	佐川急便株式会社西関東支店

3 炊出活動に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）

協定件名	協定内容	協定先
災害時における炊出し活動に関する協定 【地防計：協定34-2】	避難住民等への炊出しが必要となった際の協力業務	株式会社東洋食品（共同調理場）
災害時における炊出し活動に関する協定 【地防計：協定34-3～6】	学校給食調理業務を受託している学校が住民の避難所として使用され、避難住民等への炊出しが必要となった際の協力業務	株式会社東洋食品（瑞雲中学校） 株式会社ジーエフエフ（福島中学校） ハーベストネスト株式会社（つつじが丘小学校、多摩辺中学校）

4 救援物資（緊急物資）に関する協定締結一覧（令和8年4月1日現在）

協定件名	協定内容	協定先
震災時の相互応援に関する協定 【地防計：協定3】	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供業務ほか	東京都市長会（26市）、東京都町村会（3町1村）
東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定 【地防計：協定6】	食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん業務ほか	都内23区、都内26市、都内13町村
大規模災害時における相互応援に関する協定 【地防計：協定7】	食料、飲料水、その他生活必需品等の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供業務ほか	群馬県館林市
大規模災害時における相互応援に関する協定 【地防計：協定8】	食料、飲料水、その他生活必需品の物資並びにそれらの供給に必要な資機材及び車両の提供業務ほか	岩手県岩泉町
災害時における医薬品等の調達業務に関する協定 【地防計：協定19-1～5】	医療救護活動に必要となる医薬品の調達業務、引取業務及び搬送業務	酒井薬品株式会社福生営業所 東邦薬品株式会社羽村営業所 株式会社メディセオ 株式会社スズケン福生支店 アルフレッサ株式会社国立支店
災害時における食料調達に関する協定 【地防計：協定29-1～4】	食料（乳製品）の応急供給活動 食料（生パン）の応急供給活動 食料（麺類等）の応急供給活動 応急食料の調達	グリコ協同乳業株式会社東京工場 敷島製パン株式会社パスコ東京多摩工場 シマダヤ株式会社 ガーデンベーカリー株式会社
災害時における生活必需品等の供給に関する協定 【地防計：協定31-1～4】	生活必需品の供給及び納入業務	株式会社イトーヨーカ堂 イオン株式会社ザ・ビック昭島店 株式会社カインズ 株式会社マミーマート
災害時における飲料水等の供給に関する協定 【地防計：協定32】	飲料水及び清涼飲料水の供給及び納入業務	株式会社八洋

第9章 備蓄倉庫

(1) 災害対策用備蓄倉庫一覧【地防計2-9-7】

No.	名 称	所 在 地	倉庫面積 (㎡)
1	朝日備蓄倉庫 (市水道部南西側)	朝日町4-23-12	70.0
2	田中備蓄倉庫 (多摩辺通り沿い、(株)東京木工所北側)	田中町3-1-19	99.0
3	武蔵野備蓄倉庫 (立川市一番町二丁目11番 (市境) 付近)	武蔵野2-18-3	69.0
4	福島備蓄倉庫 (福島第五児童遊園北側付近)	福島町3-15-4	194.0
5	美堀備蓄倉庫 (拝島第二小北東側、上水公園西側)	代官山1-6-39	144.0
6	中神備蓄倉庫 (都営中神第3アパート3号棟南側)	中神町1257	133.0
7	玉川備蓄倉庫 (玉川小北東側、奥多摩街道沿い)	福島町2-8-1	215.0
8	もくせいの杜備蓄倉庫 (むさしの公園内、あきしま相互病院南側)	もくせいの杜2-2-56	217.0
9	拝島駅前備蓄倉庫 (拝島駅南西側、同援はいじま保育園東側)	松原町5-2-26	121.0
10	東中神駅前備蓄倉庫 (富士見児童遊園西側、都営福島町アパート 3号棟南側)	福島町998	135.0
合 計			1,397.0

(2) 災害対策用防災倉庫一覧【地防計2-9-8】

No.	名 称	所 在 地	倉庫面積 (㎡)
1	市役所本庁舎地下倉庫	田中町1-17-1	42.6
2	エコパーク防災倉庫	美堀町3-16	96.0
3	昭和町分室地下倉庫	昭和町1-6-11	30.0
4	昭島市民球場防災倉庫	東町5-12	42.8
5	美堀町二丁目資器材倉庫	美堀町2-17	9.9
6	アキシマエンス防災倉庫	つつじが丘3-3-15	81.0
7	松原町コミュニティセンター防災倉庫	松原町1-3-10	8.9
8	イーストテラス防災倉庫 (2階)	玉川町4-9-22	19.9
合 計			331.1

(3) 民間施設との協定に基づく備蓄倉庫一覧【地防計2-9-8】

No.	名 称	所 在 地	倉庫面積 (㎡)
1	特別養護老人ホームハピネス昭和の森	代官山1-2-1	21.9
2	児童発達プラザホエール	つつじが丘3-3-1	5.5
合 計			27.4

(4) 簡易備蓄倉庫 (24か所) 【地防計2-9-7】

No.	名 称	所 在 地	倉庫面積 (㎡)
1	市立小中学校 (小学校13校、中学校 6 校)	—	各9.9
2	アキシマエンス (校舎棟北側)	つつじが丘3-3-15	9.9
3	旧拝島第四小学校	拝島町5-6-30	9.9
4	東京都立昭和高等学校	東町2-3-21	9.9
5	東京都立拝島高等学校	拝島町4-13- 1	9.9
6	啓明学園中学校高等学校	拝島町5-11-15	9.9
合 計			—

1 避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定 内閣府）

本取組指針において、避難所における備蓄等について、次のような考え方が示されている。

第1 平時における対応

4 避難所における備蓄等

(1) 食料・飲料水の備蓄

指定避難所として指定した施設には、あらかじめ応急的に必要と考えられる食料・飲料水の備蓄に努めること。また、指定した避難所に食料・飲料水を備蓄しない場合は、指定避難所が開設された場合に備えて、食料・飲料水の供給計画を作成すること。

その際、食物アレルギーを有する避難者に配慮し、アルファーマ等の白米と牛乳アレルギー対応ミルクを備蓄すること。なお、備蓄食料については、近年の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものにならないよう検討すること。食物アレルギー対応食品についても、必要な方に確実に届けられるなど、要配慮者の利用にも配慮すること。また、避難所を運営する職員の食料等の確保を検討しておくこと。

(2) その他備蓄品の備蓄等

被災者の生命、身体を保護を優先とし、次に示した備蓄品の備蓄を検討しておくこと。また、備蓄品の品目、所在、配布方法については、事前に市町村のホームページや広報等で公開することが望ましいこと。

- ①災害用トイレの備蓄や整備を進めておくこと。
- ②高齢者、乳幼児、女性等に配慮し、紙おむつや生理用品を備蓄しておくこと。
- ③避難所の感染予防のため、マスクや手指消毒液をはじめ、必要な備品等を備蓄しておくこと。
- ④発災時から、灯りのある生活及び通信環境を確保するため、自家発電装置、再生可能エネルギー設備を含む非常用発電機等及び衛星電話が指定避難所に設置されていることが望ましいこと。なお、通信・情報機器の確保において、無線機や指定避難所の衛星電話の使用について定期的に確認を行っておくべきであること。また、指定避難所に備え付けのその他の物品についても使用が可能か確認しておくこと。
- ⑤マッチ・使い捨てライター・プロパンガス・固形燃料等の燃料を備蓄しておくこと。なお、大規模・広域的な災害での外部支援の期間を見通し、必要十分な燃料を備蓄しておくことが望ましいこと。ただし、ガソリン、石油等については、消防法で定める危険物に規定されているため、備蓄にあたっては同法との関係に留意する必要があること。
- ⑥その他生活必需品等については、地域、時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において検定するものと考えられるが、被災者の生命、身体を保護を念頭に置き、スフィア基準等を踏まえ、次のとおり備蓄しておくことが望ましいこと。

ア タオルケット、毛布、布団等の寝具

イ 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着

ウ タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品

エ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

オ 炊飯器、鍋、包丁、ガス用具等の調理道具

カ 茶碗、皿、箸等の食器

2 東京都地域防災計画（震災編）【令和5年修正】

東京都地域防災計画では、食料及び生活必需品等の確保について、次のように記載されている。

第11章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第5節 具体的な取組【予防対策】

1 食料及び生活必需品等の確保（抜粋）

（1）対策内容と役割分担

機関名	対策内容
都福祉保健局	○広域的な見地から区市町村備蓄物資の補完を行うため、備蓄を推進
区市町村	○被災者の生活の維持のため、あらかじめ必要な食料、飲料水、生活必需品等を備蓄

（2）詳細な取組内容

《保健福祉局（抜粋）》

- 区市町村が被災により物資が調達不能となった場合に、当該区市町村に対し、要請を待たずに迅速な支援（プッシュ型支援）ができるよう、あらかじめ必要な品目を備蓄するなどの支援体制を整える。
- 区市町村の避難所やその近隣に、物資を分散して備蓄することにより、発災時において避難者に迅速に物資を提供できるよう、区市町村と連携し、発災後3日分の備蓄を確保し、その継続に努める。
- 高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮するなど、避難者の多様なニーズに対応できるよう、備蓄・調達品目及び数量等について検証する。
- 主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳など、要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。
- 被災乳幼児（2歳未満）用として必要な調製粉乳は、都及び区市町村で確保する。災害発生後の最初の3日分は区市町村で対応し、都は広域的見地から区市町村を補完するため、以後の4日分を備蓄する。
- 生活必需品等については、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ装具などを確保する。

《区市町村》

- 避難所又はその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、災害用トイレ、常備薬、マスク、消毒液、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。
- 区市町村は都と連携して、分散備蓄等により発災後3日分の備蓄の確保に努める。
- 必要備蓄量の算出に当たっては、都の被害想定における当該区市町村の発災から3日目までの最大避難所避難者数（一定数の避難所外避難者を含む。）等を基準とする。
- 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録に努める。
- 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえるとともに、要配慮者や女性・子供など様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意する。
- 物資の確保に当たっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季に冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。
- 被災者の中でも、交通及びライフラインの途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
- 調製粉乳の備蓄について、区市町村は災害発生後の最初の3日分を備蓄する。

3 災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和7年7月1日 内閣府政策統括官（防災担当）、消防庁次長）

災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和7年7月1日付け府政防第1051号及び消防災第104号）の文書には、次のように記載されている。

5 防災に必要な物資の備蓄状況の公表について（第49条第2項）【抜粋】

地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは重要であることから、地方公共団体の長が、毎年1回、物資の備蓄の状況を公表することとした。

① 地方公共団体の長による備蓄の在り方

イ 市町村長が備蓄すべき品目と必要な備蓄量

市町村長は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄食料を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレや簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッドやエアベッドなどの簡易ベッド、毛布、プライバシー保護のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、選択設備、乳児用粉ミルク又は液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液などの感染症対策に必要な物資などの避難生活に必要な物資を備蓄するものとする。

これらの物資の備蓄に当たっては、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数、それに対して必要となる備蓄量（最低3日間、推奨1週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こども、アレルギー疾患を有する者など多様なニーズに配慮するものとする。

特に避難所における備蓄については、例えば、各避難所の想定避難者数に応じて、避難者1人あたり3.5㎡の居住スペースを確保するために、パーティションや段ボールベッド、エアベッドなどの簡易ベッドの必要備蓄量を確保するなど、発災直後から、各避難所においていわゆる「スフィア基準」に沿った良好な生活環境が整備されるよう、必要備蓄量の確保を行うものとする。

なお、最大規模の災害における想定避難者数や必要な備蓄量を推計するに当たっては、想定避難者数については、

- ・「南海トラフ巨大地震の被害想定について（再計算）～施設等の被害【定量的な被害量（都道府県の被害）】～」(令和元年6月 内閣府政策統括官（防災担当）)
- ・「首都直下地震の被害想定と避難者・帰宅困難者対策の概要について」などの計画などを参考とし、最低必要量については、
- ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
- ・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」
- ・「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（令和6年12月改定 内閣府（防災担当））」

などの計画や次ページの算出式の例を参考にすること。

ロ 市町村長が公表すべき備蓄品目

市町村長は、イによる避難生活に必要な物資の備蓄状況について、毎年1回、広く住民に公表するものとする。なお、公表する品目（区分）については、各地方公共団体の御協力の下、本年1月に内閣府が公表した「災害用物資・機材等の備蓄状況に関する調査結果」を参考とされたい。

② 公表時期

公表時期については、各地方公共団体の判断により、任意の時期で公表して差し支えないが、毎年、その年の備蓄状況に関して12月31日までに公表すること。

令和7年における公表については、改正法の施行日の1年後である令和8年7月1日までに公表することで差し支えない。

③ 公表方法

地方公共団体のホームページなどによる公表を想定しているが、備蓄状況が広く住民に周知されるものであれば、その手法は問わない。

④ 新物資システム（B-PLo）の入力及び活用

地方公共団体は、物資の備蓄状況を「新物資システム」（B-PLo）に定期的に入力し、最新の状況を把握するとともに、公表資料の作成に当たっては、同システムから出力したデータを活用されたい。なお、業務効率化のため、今年度中に同システムの改良を行い、公表に適した様式でデータを出力する機能を実装する予定であるで承知されたい。

<最低必要量の算出の例>

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×1人1日当たり必要量3食×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数×1人当たり必要枚数2枚
乳児用粉ミルク 又は液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×0歳人口比率×1人1日当たり必要量 （乳幼児粉ミルクは140g、乳児用液体ミルクは1リットル）×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×0～2歳人口比率×1人1日当たり必要量8枚×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×必要者割合0.005×1人1日当たり必要量8枚×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	避難所避難者数×上水道支障率×1人1日当たり使用回数5回×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
トイレットペーパー	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×1人1日当たり必要量0.18巻×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率×1人7日間当たり必要量30枚×1/7×1/4×3日間 ※避難所外避難者数については地域の実情に応じて考慮

※1 避難所以外の場所に避難したが、物資の提供が必要な者の合計

※2 国勢調査（総務省統計局）を参照

※3 国勢調査（総務省統計局）を参照

※4 避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの（阪神・淡路大震災時の避難調査において、一時点における避難者数に占める要介護の高齢者避難者数の割合が約0.005だったことに基づく）

※5 自治体ごとの断水人口の想定割合

※6 経済産業省生産活動統計による販売量及び総務省人口推計による試算

※7 国勢調査（総務省統計局）を参照

※8 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

※9 生理期間を4週に1回と想定したもの

4 国が行うプッシュ型支援品目【参考】

(1) 基本8品目

項目	品目
食料	①食料 ②乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク
生活必需品	③毛布 ④大人用おむつ ⑤乳児・小児用おむつ ⑥生理用品 ⑦携帯トイレ・簡易トイレ ⑧トイレットペーパー

【首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）】

(2) 標準対象品目

プッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目が標準品目となっている。

○食料 ○育児、介護用品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護用品 ○水・飲料 ○衣類関係 （男性用・女性用・子供用） ・防寒着 ・衣類（トレーナー、Tシャツ、ズボン） ・下着類 ・くつ下、ストッキング ・履物（スリッパ、サンダル、靴） ○台所・食器関係 ・紙食器、プラスチック食器 ・割箸、スプーン、フォーク ・カセットこんろ ・カセットボンベ ○電化製品関係（避難所で共同使用するものに限る） ・乾電池、延長コード ・懐中電灯、ランタン ・携帯用充電器（電池式） ・洗濯機、乾燥機、掃除機 ・冷蔵庫、冷暖房器具 ・加湿器、空気清浄機	○生活用品関係 ・シャンプー、リンス ・洗面器、石けん ・ボディーソープ、歯磨き粉 ・歯ブラシ、かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤、除菌剤、脱臭剤 ○掃除洗濯用品 ・ゴミ袋、バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒着・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ、レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 ・タオル、布団、シーツ ・マットレス ・毛布、枕、タオルケット ・段ボールベッド ・段ボール間仕切り ・パーティション	○その他 ・爪切り、マスク ・手指消毒液、うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウェットティッシュ ・ウェットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート ○育児、介護用品関係 ・紙おむつ（大人用/子供用） ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶（使い捨てほ乳瓶を含む） ○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ごみ手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	---	---

【首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）】

5 国の物資の必要量の算出式【参考】

【首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和7年6月30日中央防災会議幹事会）】

項目	前提とする被害量	算出式
食料	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日} \text{あたり}$ 必要量3食
毛布	避難所避難者数	避難所避難者数 $\times$ 1人あたり必要枚数2枚－被災地方公共 団体備蓄数
乳児用粉ミルク 又は液体ミルク	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \text{歳人口比率} \times 1$ 人1日あたり必要量 $\times$ 4日間 ※乳幼児粉ミルクは140g、乳児用液体ミルクは1ℓ
乳児・小児用おむ つ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 0 \sim 2 \text{歳人口比}$ 率 $\times$ 1人1日あたり必要量8枚 $\times$ 4日間
大人用おむつ	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{必要者割合} 0.005$ $\times$ 1人1日あたり必要量8枚 $\times$ 4日間
携帯トイレ・ 簡易トイレ	避難所避難者数 避難所外避難者数 上水道支障率	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times \text{上水道支障率} \times$ 1人1日あたり使用回数5回 $\times$ 4日間
トイレットペー パー	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 1 \text{人} 1 \text{日} \text{あたり}$ 必要量0.18巻 $\times$ 4日間
生理用品	避難所避難者数 避難所外避難者数	$(\text{避難所避難者数} + \text{避難所外避難者数}) \times 12 \sim 51 \text{歳女性人}$ 口比率 $\times$ 1人1期間（7日間）あたり必要量30枚 $\times$ $1/7 \times$ $1/4 \times$ 4日間

- ① 避難所避難者数は、自宅建物が全壊、半壊又は一部損壊したため避難所に避難した者、断水又は停電により自宅で生活し続けることが困難となり避難所に避難した数の合計
- ② 避難所外避難者数は、避難所外以外の場所に避難したが、避難所において物資の提供が必要な者の合計
- ③ 「0歳人口比率」及び「12～51歳女性人口比率」は、国勢調査（総務省統計局）の数値を参考にしたもの
- ④ 大人用おむつの算出式における「0.005」という係数は、避難所避難者及び避難所外避難者における要介護者の高齢者を想定したもの
- ⑤ 携帯トイレ・簡易トイレの算出式における「上水道支障率」は、都県ごとの断水人口の割合（断水率）
- ⑥ トイレットペーパーの算出式における「0.18」という係数は、経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
- ⑦ 生理用品の算出式における「1/7」という係数は、生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの

昭島市備蓄物資計画

作 成：令和8年4月

編 集：昭島市総務部防災安全課

〒196-8511 東京都昭島市田中町1-17-1

電話 042-544-5111（代表）

FAX 042-544-7552